

事 務 連 絡  
令 和 4 年 3 月 16 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中  
市 町 村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集（暫定版）」の情報提供について

平素より障害保健福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度障害福祉サービス報酬改定において、障害者虐待防止の更なる推進として、「従業者への研修実施」、「虐待防止委員会の設置と検討結果の周知徹底」、「虐待防止責任者の設置」を令和4年度から義務化することとしたところ です。

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2」（令和3年4月8日事務連絡）問3では、「小規模な事業所における望ましい取組方法について調査研究を行い、令和3年度中に具体的な手法をお示しする予定である」として います。

このため、令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」において、虐待防止や身体拘束の適正化についての効果的な取組について調査研究が行われ、障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集の作成が進められており、当該事例集について、概ねとりまとめたことから、暫定版として情報提供いたしますので、管内の関係団体及び障害福祉サービス事業所等に対して周知をお願いいたします。また、基幹相談支援センターが小規模事業所をサポートしている事例（半田市等）も掲載されていますので、自治体においても取組の参考にさせていただきようお願いいたします。

なお、当該事例集の最終版については、同研究報告書が完成次第、改めて周知いたします。

## 記

### ○添付資料

「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集（暫定版）」（PDF データ）

#### 【連絡先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室  
虐待防止対策係（担当 松本、橋本）  
TEL：03-5253-1111（内線3149）  
E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp